

## 農業改革に関する意見書

規制改革会議がまとめた「農業改革」の提案は、急進的で政府が目指す「農政改革」や「農業・農村の所得倍増」の実現に支障をきたすことが懸念される。

農業委員会・農業生産法人制度の見直しとそれに伴う規制緩和は、企業の農地所有を推進する一方で、農業経営に参入しても、利益が出なければ撤退することで、残された農地が荒廃することが予想される。

また、「農協改革」では、農業協同組合法における中央会制度の廃止、JA全農の株式会社化、准組合員の事業利用の制限、信用・共済事業の農林中金・JA共済連への移管などが柱となっている。これは、JAの総合事業と准組合員制度の実質的な廃止による農協組織の事実上の解体につながるものである。

JAグループはこれまでも、総合事業を通して、食料・農業・農村を含めた地域への貢献と農家の所得向上に努めてきたところである。今般の農協改革の議論を踏まえ、みずから改革を行い実践していくものである。

今後、本格化する農業改革においては、真に農村の所得向上と農地の有効利用につながる施策の構築につながるよう、慎重で十分な審議をお願いするとともに、下記事項を強く要請する。

### 記

#### 1 意見反映について

JAグループでは、諮問機関である総合審議会において、自己改革に向けたとりまとめを行い、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、新たなJAの役割発揮を果たしていくこととしており、これら組織内での意見や生産現場での実態を踏まえた検討をお願いしたい。

#### 2 中央会制度について

新たな中央会制度は、新農政の実現に向け、JAの自立を前提としたものとし、組合員やJAが求める機能・役割を発揮する自律的な新たな制度への移行をめざすこととしており、これ

ら機能・役割が十分に発揮できるよう法的措置の検討をお願いしたい。

また、現行の中央会制度においては全中、県中それぞれがあいまって機能しており、そうした機能発揮に支障がないよう対応をお願いしたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

敦 賀 市 議 会